

「議案第 33 号 川崎市立小中学校空調設備更新整備等事業の契約の締結について」に対する附帯決議案

- 1 本事業の実施に当たっては、市内事業者を育成する観点から、一層の地元活用、地元調達に向けた取組につき、市として適切に対応するとともに、モニタリングや進行管理を適切に行い、適宜議会に報告すること。
- 2 本契約は、令和 22 年度までの長期にわたる契約であるため、契約変更等の対応を行う場合においては、債務負担行為の見直しをはじめ、適宜適切に議会に対し、丁寧な説明を行うこと。また、下請事業者への支払いが適正に行われるよう、適切に対応すること。
- 3 本市内で災害が発生した場合には、市内事業者も被災している可能性を含め、本市の災害復旧に向けた支援を、市外に所在する構成企業から確実に受けられるよう、本市と構成企業との間で災害時支援に関する協定を締結するよう取り組むこと。